

## 市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会報告書【概要】（案）

### はじめに

- 幼児教育の重要性 : 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に計画的・意図的によりよい教育環境を構築し、遊びを中心とした生活を通して、幼児一人一人の特性や発達段階に応じた支援を行うことに幼児教育の役割がある。
- 社会背景 : 近年、都市化や少子化により遊ぶ機会の減少、地域のつながりの希薄化による地域教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、特別な支援を要する子どもが増加している。
- 国の動向 : 平成 29 年（2017 年）の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化するとともに幼小連携の大切さも示された。また令和元年（2019 年）10 月から幼児教育・保育の無償化制度がスタートした。
- 検討の概要 : 熊本市教育委員会では、これからの市立幼稚園のあり方について、特別支援教育の充実を中心に据えた市立幼稚園のあり方の見直しを行うため、令和 3 年（2021 年）市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会を設置し、5 回にわたって議論を重ねその考え方をまとめた。

### 諮問事項

子ども一人一人の自立や社会参加に向けた「特別支援教育の推進」、適切な指導及び必要な支援を行う「幼稚園教諭等の資質向上」や小学校以降の連続した学びにつながる「幼小連携の取り組みの推進」において、熊本市立幼稚園が地域の拠点施設として果たすべき役割について、検討を依頼された。

### 1 市立幼稚園の現状と課題等

- (1)歩み 本市では、明治 20 年（1887 年）に初めての市立幼稚園として「熊本幼稚園」が設立され戦後 8 園となり、その後は、平成 30 年（2018 年）3 月末に古町幼稚園と熊本五福幼稚園を民間移譲し現在の 6 園となった。
- (2)園児数の減少 市立幼稚園の園児数については、昭和 53 年度（1978 年度）の 1,462 人をピークに年々減少を続け、令和 3 年度（2021 年度）は 279 人となった。
- (3)特別な配慮が必要な幼児 市立幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児を受け入れる割合が増加し令和 3 年度（2021 年度）は 6 園の平均で 14.3%となっている。園によっては特別な配慮を必要とする園児を 2 割以上受け入れているほか、外国籍の園児の受け入れニーズにも対応している。
- (4)施設の状況 市立幼稚園の園舎は、昭和 40 年代～60 年代頃（1966 年～1986 年）に建築され、ほとんどが建築後 40 年～50 年近く経過している。
- (5)ことばの教室 昭和 58 年（1983 年）に熊本五福幼稚園に幼児言語治療学級を設置し、現在は「ことばの教室」として、構音や吃音など、ことばの課題の改善を図ることで心と体の望ましい成長と発達を促すことを目的に年長児を対象として通級による指導を行っている。  
○令和 3 年度（2021 年度）は、184 名の希望者に対し 161 名の受け入れを行った。
- (6)あゆみの教室 令和元年（2019 年）4 月に川尻幼稚園にあゆみの教室を開設し、学校教育を見据えた指導を行うとともに、円滑な移行を促すことを目的に、集団参加や人とのかわりなどに不安のある年長児を対象として通級による指導を行っている。  
○令和 3 年度（2021 年度）は、35 名の希望者に対し 32 名の受け入れを行った。

### 2 市立幼稚園が担う役割と具体的取組

「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人」の実現に向けて、自分の良さや可能性を認識するとともに、自分自身やあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、未来を切り開き、持続可能な社会の創り手となるための基礎を培うために、熊本市全体の幼児教育の振興を図っていく。

そのため、熊本市ならではの実績のある「ことばの教室」「あゆみの教室」の拡充を中心とした「特別支援教育の充実」、幼児期から小学校までの円滑な就学のための「幼小連携の推進」、幼児教育を支える専門性と指導力を兼ね備えた人材の育成のための「幼稚園教諭等の資質向上」、幼児の健やかな育ちの基盤となる「家庭教育支援の充実」に取り組んでいく必要がある。

## I 特別支援教育の充実

(1) 通級指導教室の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・市立ならではの取り組みとして実績のある「ことばの教室」「歩みの教室」を全ての園に拡充</li><li>・小学校施設等を活用しながら全ての区にも拡充し、希望する全ての幼児を受け入れる体制を整備</li></ul>
(2) 特別支援クラスの設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ障害の有無に関わらず共に学ぶ体制の整備</li><li>・複数担任制の導入による集団の中の個別支援の実現</li></ul>
(3) 並行通園	<ul style="list-style-type: none"><li>・比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケア児の受け入れモデルの構築</li><li>・教育と福祉・家庭をつなぐ連携コーディネーターの配置</li></ul>
(4) 児童発達支援事業所との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援事業所等と幼児教育施設の情報共有のあり方等にかかる連携モデル</li></ul>

## II 幼小連携の推進

(1) 幼小接続カリキュラムの充実と活用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼小接続カリキュラム（「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」）の更なる推進と活用</li><li>・児童理解や専門的な支援のあり方の実践研究と成果の発信</li></ul>
(2) 幼稚園教諭と小学校教諭との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有と幼児期・児童期の教育を見通す力の向上</li></ul>
(3) 異年齢交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭や地域で不足しがちな異年齢交流の充実</li><li>・園児・児童・生徒の交流を通して児童生徒が子どもへの理解を深めるための体験の機会の充実</li></ul>
(4) 「移行支援シート」「就学支援シート」の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・「移行支援シート」「就学支援シート」の有効性及び活用方法の周知</li><li>・保護者の同意が得られない幼児の引継ぎに係る情報共有のあり方や個人情報の取り扱いの整理</li></ul>
(5) 就学支援プログラム(仮)の開発と指導者育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学支援ノウハウを体系的に整理するとともに、研修プログラムの研究・開発</li><li>・就学に不安のある全ての幼児が身近な幼児教育施設で就学支援を受けることができる体制の整備</li></ul>

## III 幼稚園教諭等の資質向上

(1) 専門研修・派遣研修の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・園内研修、専門研修、派遣研修の充実</li><li>・公私の幼児教育施設等を含めた研修機会の提供</li></ul>
(2) 中核人材の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・経験豊富な人材を配置し、公私・施設類型を超えた一体的な研修の企画・実施など幼児教育の中核となる人材を育成</li></ul>
(3) 巡回相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別な配慮が必要な幼児への関わり方や指導に関する相談や「移行支援シート」等の作成支援</li></ul>

## IV 家庭教育支援の充実

(1) 保護者等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援が必要な幼児を早期に発見し適切な支援につなげるためリーフレットの作成配布など保護者の理解促進に向けた啓発・情報発信</li></ul>
(2) 幼児教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・就園就学及び子どもの発達に不安のある保護者の相談に対応し専門的立場からの助言</li></ul>